入札公示

入札公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和６年度予算が成立し、予算示達がなされていることを条件とする。

令和６年１月31日

分任支出負担行為担当官

中国地方整備局

中国技術事務所長　高木　　繁

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

○第１号

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　令和６年度水質分析調査業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　業務内容　本業務は、広島県内における直轄管理区間の河川及びダム水質の適正な管理を図るため、水質分析を行うとともに分析結果のとりまとめを行う業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

・水質分析　約19,000検体

・資料整理　１式

・とりまとめ　１式

⑷　履行期間　令和６年４月１日～令和７年５月30日

⑸　本業務の予定価格が500万円以上の場合に限り、本業務は低入札対策を実施する試行の対象とする。

⑹　本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

⑺　本業務は、若手技術者の育成支援を目的とした試行業務である。

⑻　本業務は、歩掛見積の提出を求め、予定価格に反映させる業務である。

⑼　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑽　本業務は、契約締結後に「業務設計書」を公表する業務である。業務設計書については、契約後に適時、中国地方整備局のホームページにより公表する。

２　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格

１）入札に参加しようとする者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

①　単体企業

ア）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ）中国地方整備局における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

ウ）会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。

エ）参加表明書提出期限日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。

オ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ）計量証明事業者（濃度（水・土壌））の認定を受けた者であること。

２）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア）子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

(i)　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a)　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b)　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c)　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

(d)　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(ii)　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(iii)　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(iv)　組合の理事

(v)　その他業務を執行する者であって、(i)から(iv)までに掲げる者に準ずる者

イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合。

ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑵　入札参加者を選定するための基準　中国地方整備局建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「当該業務における技術的適性」については、建設コンサルタント登録規程（昭和52年４月15日建設省告示第717号）その他の登録規程に基づく登録状況、同種又は類似業務の実績並びに業務成績、配置予定主任技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

３　入札手続等

⑴　担当部局　〒736―0082 広島県広島市安芸区船越南２丁目８番１号　中国地方整備局中国技術事務所総務課経理係　電話082―822―2340　メールchugi-k@cgr.mlit.go.jp

⑵　指名競争参加資格の申請の時期及び場所

上記２⑴１）①イ）に掲げる一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、受け付ける。